

近隣の皆様へ

中津町架道橋下道路・豊崎第6架道橋下道路閉鎖に伴う中津・豊崎限定オンデマンドバス乗車証ご利用のお知らせ

・本市施行の JR 東海道線支線地下化事業において、令和4年10月1日より、鉄道と交差する「中津町架道橋下道路」・「豊崎第6架道橋下道路」を閉鎖し、横断歩道橋を整備予定ですが、完成までの暫定的な対応として、現在大阪市高速電気軌道株式会社が社会実験として行っているオンデマンドバスを活用し、皆様のう回の負担軽減を図りたいと考えております。

・具体的には、「乗車証配布対象区域」(裏面参照)に居住・勤務されている高齢者などの対象となる方々のお申込みに対し、JR 東海道線支線の北側と南側の乗降場所を無料で行き来できる「乗車証」(「中津・豊崎限定オンデマンドバス乗車証」)を配布し、ご利用いただく形とさせていただきます。

・皆様には引き続き大変ご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

《乗車証配布対象者》

・乗車証配布対象区域に居住・勤務されている方の内、下記の方を対象とします。

高齢者、障がい者、傷病者、妊婦、ベビーカーを含む乳幼児連れ、車いす利用者、杖利用者、介助者、同伴者、その他う回することが困難な方

《運行時間帯》※オンデマンドバスの運行時間帯に準ずる。

・6:00~23:00(年中無休)



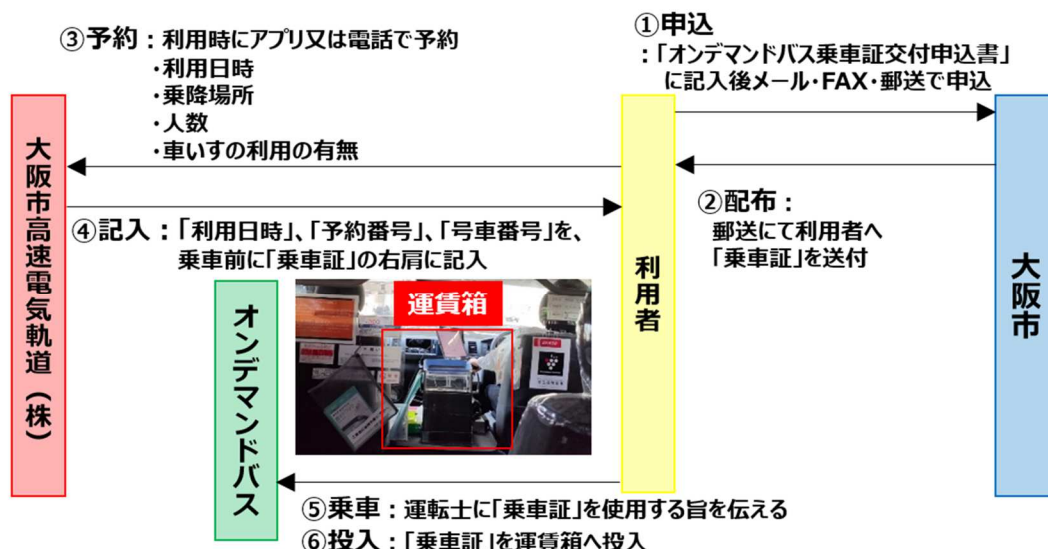
《利用の流れ》

乗車証のイメージ

- ① オンデマンドバス乗車証交付申込書に記入後、メール・FAX・郵送のいずれかでお申込みください。
- ② その後、大阪市建設局から郵送にて申込者へ「乗車証」を送付します。
- ③ オンデマンドバスの利用予約をアプリまたは電話にて行ってください。

アプリの場合は「現金決済」を選択していただき、電話の場合は「乗車証」を利用する旨をお伝えください。(詳しい予約方法は、乗車証配布時に同封するオンデマンドバスガイドブックをご参照ください。)

- ④ 予約時に決定する利用日時、予約番号、号車番号を、乗車前に「乗車証」の右肩にご記入ください。
- ⑤ 乗車時に運転士に「乗車証」を利用する旨をお伝えください。
- ⑥ 乗車時に「乗車証」を運賃箱へ投入いただければ、運賃(現金)の支払いは不要です。



《乗車証の有効区間および乗降場所位置図》

・この乗車証は、大阪市高速電気軌道株式会社が運行するオンデマンドバスの**次の区間に限り有効**です。

【①中津グランドハイツ～A 地下鉄中津 40】【①中津グランドハイツ～B 大阪中津郵便局】

【①中津グランドハイツ～C 済生会病院前 90】

【②中津東公園～A 地下鉄中津 40】【②中津東公園～B 大阪中津郵便局】【②中津東公園～C 済生会病院前 90】

【③中津保育園～A 地下鉄中津 40】【③中津保育園～B 大阪中津郵便局】【③中津保育園～C 済生会病院前 90】

【④富島神社～A 地下鉄中津 40】【④富島神社～B 大阪中津郵便局】【④富島神社～C 済生会病院前 90】



《乗車証の申込み方法》

・ 下記の方法により、申込書の送付をお願いいたします。

- ① 大阪市建設局ホームページから申込書をダウンロードするか又は、現地等に設置している申込書箱より取得できます。申込書箱は投函いただくためのものではありませんのでご注意ください。

(URL : <https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000588061.html>)

申込書箱設置場所については、乗降場所位置図をご参照ください。

- ② 申込書に名前、住所など必要事項を記入してください。
- ③ メール・FAX・郵送のいずれかにて下記まで送付してください。

※乗車証が足りなくなった場合は、再度お申込みをお願いします。



■大阪市建設局ホームページ

《送付先》

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1-10A T C I T M棟6階

大阪市建設局道路河川部街路課鉄道交差担当

TEL : 06-6615-6762 FAX : 06-6615-6582

E-mail : nakatsutoyosakibus@city.osaka.lg.jp

《乗車証の配布方法》

・ 郵送にて建設局から送付いたします。

(申込書を受領してから7日間ほどお時間をいただく場合があります。)

《乗車証の利用に関する注意事項》

- ・ 1回の乗車ごとに1枚の乗車証が必要となります。
- ・ 有効区間と異なる乗車をされた場合は、所定の運賃を支払わなければなりませんのでご注意ください。
- ・ オンデマンドバス乗車証の利用は申込者(本人)のみとし、譲渡して利用できませんのでご注意ください。
- ・ 万が一不正利用が認められた場合は、申込者に運賃の負担や、お渡しした「乗車証」の返還を求めることがあります。
- ・ 乗車証の有効区間において、乗車証を利用せず、現金・クレジット等で支払いを行った場合、運賃の返却は致しかねますので、ご注意ください。



■オンデマンドバス公式サイト
<https://maas.osakametro.co.jp/odb/>